

令和2年第3回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和2年3月27日(金) 午前10時から午前11時10分まで

2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

3 出席者 教育長 三浦 享二
一番委員 上杉 美穂子
二番委員 大久保 眞理子
三番委員 生野 誉士
四番委員 古城 一
五番委員 古城 和敬

4 出席事務局職員

教育部長 佐藤 雅昭
教育部教育監 重石 多鶴子
教育部次長 桑野 徹
次長兼学校施設課長 池田 武文
次長兼体育保健課長 西川 幸宏
次長兼文化財課長 坪根 伸也
大分市美術館副館長兼美術振興課長
長田 弘通
教育総務課長 高田 隆秀
学校教育課長 野田 秀一
人権・同和教育課長 河野 正行
社会教育課長 永田 佳也
教育センター所長 御手洗 宏昭
教育総務課参事 岡本 隆憲
学校教育課参事 江隈 英明

5 書記

教育総務課参事補 黒木 眞由美 教育総務課指導主事 三嶋 みどり
教育総務課主任 園田 哲也

6 傍聴人 なし

7 議題

(1) 議案

(教議第17号) 大分市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の策定について

(教議第18号) 公有財産の所管換について

する教育職員のうち、大分市立学校に勤務する教育職員を対象とし、給特法の対象とならない学校事務職員、学校栄養職員等については、労働基準法に定める時間外労働の規制が適用されることとしております。

次に、業務を行う時間の上限のうち、「在校等時間」の考え方でございますが、教育職員が在校している時間に、校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間を加え、自己研鑽や休憩時間等の時間を除いた時間といたします。

次に、上限時間の原則でございますが、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が1か月で45時間以内、年間で360時間以内を上限の範囲内とし、例外的に、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、1か月100時間未満、年間720時間以内、1か月で45時間を超える月数が6月以内、2か月から6か月のそれぞれの期間について1月当たりの平均時間が80時間以内を上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとしております。

次に、大分市教育委員会及び学校の管理職の責務でございますが、出退勤管理システム等による在校等時間の把握や情報管理、医師による面接指導、健康診断、年次有給休暇の取得促進、産業医等による保健指導の実施、上限時間の範囲を超えた場合における業務や環境整備等の状況に係る事後的な検証、本方針の周知等を規定しております。

最後に、留意事項でございますが、本方針は、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではなく、上限時間を遵守することのみを求めるものではないこと、上限時間の範囲内とすることが目的化し、虚偽の時間を記録に残すことがあってはならないこと、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、実態がある場合は、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減

に向けた取組を進めること等を規定しております。

以上の方針について、本委員会でご決定いただき、令和2年4月1日から適用しようとするものであります。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

議会においても本方針に関する質問がございました。時間外勤務時間の上限を45時間以内とするものでございます。

委員

持ち帰り業務の縮減に向けた取組とは、具体的にどのようなものですか。

学校教育課長

教職員の持ち帰り業務につきまして、実態を見ますと、次の日の授業で使う学習プリント等の作成を行っておりますことから、データで学習プリントを共有し、それを加工修正して活用できるようにしております。

委員

他には、どのようなことを行っていますか。

学校教育課長

模造紙等、データ以外の教材につきましても、これまでは、学級担任ごとに作成をしておりましたが、保管場所を定めて、共有するようにし、毎回それぞれの学級担任が教材を作成することがないようにしております。

また、学年通信、学級通信等についても、学年ごとではなく、1、2学年を低学年としてまとめて発行するなど、これまでの業務の在り方の見直しを行っているところでございます。

委員

引き続き、縮減に向けた取組をお願いします。

委員

上限を決めるのは大変よいことだと思いますが、それをどのように守らせていくかということが大事だと思います。何かの評価につながるといったことがあるのでしょうか。

学校教育課長

上限を守ることにについて、人事評価等に直接結びつけるということはありません。職員一人一人について、時間外勤務が生じている状況を教育委員会及び管理職が把握し、指導をしていきます。

委員

「留意事項」にあるように、何が目的なのかということが大切だと思います。上限を定めることも大切ですが、一番大切なのは、業

務内容の見直しです。上限を定めることは、一つ的手段としてあればよいかと思えます。引き続き業務内容等の見直しを進めていってください。

教育長 業務の見直しがなされなければなりません。これにより、校内人事や校務分掌の見直しなど、組織的な改革に結びつけなくてはならないと考えております。

教育長 他にご質問はございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第17号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 教議第18号「公有財産の所管換について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼 学校施設課長 教議第18号「公有財産の所管換について」ご説明申し上げます。

令和2年4月1日をもって廃止する幼稚園の利活用につきましては、1月定例の本委員会でご報告したところでございますが、本案は、児童育成クラブとして活用する津留幼稚園及び判田幼稚園に係る建物につきましては、子育て支援課へ、校区公民館として活用する寒田幼稚園に係る土地及び建物につきましては、市民協働推進課へ所管換を行うことについて、ご決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第18号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第19号「大分市文化財保護審議会委員の委
嘱について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼 教議第19号「大分市文化財保護審議会委員の委嘱について」ご
文化財課長 説明申し上げます。

本案は、大分市文化財保護審議会委員の任期が4月末で満了になり
ますことから、次期審議会委員を委嘱いたしたくご決定をいただ
こうとするものでございます。

なお、委員につきましては、全員再任であり、任期は、令和4年
4月30日までの2年間でございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 （なしとの声）

教育長 それでは採決いたします。教議第19号は原案のとおり決定する
ことにご異議ありませんか。

全委員 （異議なしとの声）

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長 報告事項1点目「大分市における新たな新型コロナウイルス感染
症患者の発生に伴う対応について」ご報告申し上げます。

大分市における新たな新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴
う、3月20日以降の対応についてご報告いたします。

主な内容につきましては、小中学校については、3月26日まで
を臨時休業とし、3月27日以降は学年末・学年始休業としており
ます。小学校卒業式については、3月24日に感染防止対策を行っ
た上、簡略化して実施し、全校無事に終了したところでございま
す。3月26日の修了式は中止するとともに、各学校で予定されて
いる離任式につきましても中止といたします。4月8日の始業式、
4月10日の中学校入学式、4月13日の小学校及び義務教育学校

の入学式については、今後の状況を踏まえ、実施の有無や内容等を判断いたします。通知表は、3月23日（月）から26日（木）の間に、学級担任等が各家庭を訪問し、配付いたしました。中学校及び義務教育学校における部活動は、4月7日（火）までを目安として、当分の間休止することとしております。

なお、給食費につきましては、各学校給食運営委員会にて返金額を決定し、小学校6年生、中学校3年生につきましては、3月中に返金いたします。他の学年につきましても、各学校給食運営委員会にて返金又は新年度への充当を決定し、対応することとしています。

次に、市有施設のうち、のつはる少年自然の家については、4月の予約済みの件について、キャンセルの方向で調整しております。その他施設の対応の詳細につきましては、「市有施設の一時休館等の状況一覧表」のとおりでございます。

イベント等の取扱いについては、不特定多数の参加が見込まれる屋内での市主催行事については、当分の間、原則として延期又は中止します。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

（なしとの声）

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長

報告事項2点目「令和元年度監査結果報告書（定期監査）について」ご報告申し上げます。

大分市監査委員から、令和2年3月19日付けで、本年度実施した定期監査の結果について大分市教育委員会教育長あて報告がございました。

まず、監査の対象及び監査の期間でございますが、教育部全課を対象に、令和元年度（平成31年4月1日から令和元年9月30日）に係る事務事業、ただし、補助金等の交付については平成30年度分も対象とするとともに、平成30年度に実施した行政監査に

ついて、その後の対応状況についても対象とし、令和元年11月27日から令和2年2月28日の間に監査が実施されました。

監査の結果につきましては、学校教育課及び学校施設課の各種収入事務について、規則に従い適正な事務処理をされたいとの指導がございました。

また、体育保健課の公有財産の管理事務について、危機管理意識の徹底を図り、適正な施設管理に努められたいとの指導がございました。

指導を受けた事務処理につきましては、今後適正な事務処理が行われるよう徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

学校教育課長

報告事項3点目「教職員の時間外勤務の状況について」につきまして、ご報告申し上げます。

校長、副校長、教頭の8月から12月の月時間外勤務時間の45時間超過者、80時間超過者、100時間超過者の人数と割合でございます。8月は夏季休業期間中でございます。9月は45時間超過者が小中併せて69.5%、うち80時間超過者が13.8%、10月は45時間超過者が72.4%、うち80時間超過者が23%、11月は45時間超過者が65.5%、うち80時間超過者が16.1%、12月は45時間超過者が62.1%、うち80時間超過者が6.3%でございました。

小学校、中学校ともに9月から10月にかけて平均時間外勤務時間が増加しており、管理職以外の教職員と同様に小学校等においては、運動会の準備等、中学校等においては、文化祭の準備等によるものや小中学校ともに研修会等がこの時期に集中することが多いことによるものであると考えております。

管理職は、校舎の開錠を始業前の早い時間に行ったり、教職員の

指導や児童生徒、保護者等への対応を行った後に事務等を行ったりするため、始業前、終業後の時間外勤務時間が多くなっていると考えております。

出退勤システムを導入した平成30年12月の80時間超過者は、小学校等において7.9%、中学校等において10.2%でありました。1年が経過いたしました令和元年12月の80時間超過者は、小学校等において7%、中学校等において5.1%であり、比較いたしますと、小学校等において0.9%、中学校等において5.1%減少しております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

委員

9月から12月にかけては、超過者の人数がほぼ同じですが、同じ方なのでしょうか。

学校教育課長

実態としては、同一の人物が時間を超過する傾向があります。また、大規模校において、超過する傾向があります。そのため、大規模校については、一定数の学級数以上の学校において、教頭を複数配置しております。

委員

100時間超えの方がおりますが、指導や聞き取りはしているのでしょうか。

学校教育課長

教職員に対して、働き方改革を進めていかなければならないのが管理職であり、自らの働き方改革を進めていくのが大前提でございます。

教頭の時間外勤務が多くなっておりますが、校長に連絡して、その状況を把握し、校長を通じて指導をするようにしております。

委員

教頭は、50代が多いのではないかと思います。超過勤務時間と健康被害には相関関係があるというデータを見たことがあります。看過せず、学校任せにせず、取り組んでいただきたいと思いません。

また、何度も申し上げましたが、民間企業は、どの業種も大変な勢いで働き方改革を進めており、勤務時間が圧縮されています。教

員には、ぜひよい方になっていただきたいと思いますので、民間との乖離がないようにしてほしいと思います。

働き方改革を進めることが、大分市の更なる発展につながっておりますので、ぜひともアクションをお願いしたいと思います。

学校教育課長

今後も、一層指導を重ねてまいりたいと考えております。教頭につきましては、始業前は、校舎の開錠をし、終業後は戸締まりをしております。最も時間がかかりますのが、施錠の確認で大規模校になりますと、1時間を要しております。まずは、それぞれの教室の管理責任者が責任をもって施錠し、教頭が確認するよう徹底してまいりたいと考えております。

委員

例えば、10月を見ますと、45時間が72%、80時間が23%となっています。80時間以内に収まるように調整しているのではないのでしょうか。

学校教育課長

80時間を超えないように調整するといったことは、働き方改革としてあってはならないことであります。出退勤管理システムにより、客観的な時間を把握できるように指導しておりますし、今後ともそのように指導していきたいと思っております。

教育長

他にご質問はございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

次長兼

学校施設課長

報告事項4点目「金池小学校施設整備事業について」ご報告申し上げます。

まず、「1. 事業の概要」でございますが、本事業は金池小学校の校舎群を改築すると同時に敷地内の児童育成クラブや幼稚園を含めて一体的な整備をPFI事業にて実施するものでございます。

次に「2. 既存校舎の概要」でございます。現況写真にございますように3棟の校舎、体育館、幼稚園等が配置されております。

次に「3. 事業者選定スケジュール」でございます。昨年7月19日に実施方針等を公表し、10月4日に入札公告を行った後、本

年1月30日に参加表明のあった1グループより提案書が提出され、現在、第3回事業者選定委員会まで終えたところでございます。今後は、4月に基本協定、5月に仮契約を締結し、6月に議会の議決を経て本契約を締結する予定でございます。

次に「4. 提案者のグループ構成」でございます。提案書の提出がありました1グループの特別目的会社の構成は、代表企業1社、構成企業として建設業務に2社、維持管理業務に1社、さらに協力企業として設計業務の1社となっており、本事業に関わる業者の96パーセントが市内業者で構成されるものとなっております。

最後に「5. 事業スケジュール」でございますが、6月の本契約締結後は令和2年度に設計、令和3年度から4年度にかけて建設、令和5年1月から供用開始の予定でございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

社会教育課長

報告事項5点目「鶴崎公民館施設整備事業について」ご報告申し上げます。

鶴崎公民館施設整備につきましては、本年度は公民館改修工事及び集会室増築工事に係る設計を行い、令和2年度は設計を基に公民館改修工事、エスペランサ・コレジオ校舎解体工事及び集会室棟敷地造成工事を実施いたします。

公民館改修工事に際しては、3階部分から工事を段階的に始め、終了後、2階部分の改修工事に取り掛かります。なお、現在の集会室は新しい集会室棟が完成した後に改修工事に入る予定であり、集会室は継続して利用できることとしております。

今後の予定といたしましては、令和3年度に集会室棟増築工事、令和4年度には現在の公民館に残った集会室の改修工事を行い、老人憩の家、多目的ルームや託児室を設けることとしております。

下段に集会室棟を西側の公民館側より望んだ完成イメージ図を載

せております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

社会教育課長

報告事項6点目「令和元年度大分市社会教育委員会報告書について」ご報告申し上げます。

社会教育委員は、社会教育法に定められており、大分市社会教育委員会は、学識経験者、学校関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者の20名で構成されています。

職務は、社会教育に関し教育委員会に助言するために、生涯学習推進計画を立案するとともに、社会教育に関するテーマについて協議し報告することです。

本報告書は、令和元年度のテーマである「青少年支援のための社会教育関係団体の連携・協働の構築～団体同士のつながりをどうつくるか～」について、2回の視察を含む6回の協議を行い、報告書としてまとめられたものであります。

特に、令和元年11月16日に実施されました、「第1回大分市青少年『夢ふれあい』交流集会・大分市社会教育振興大会」について、検証するとともに今後に向けたご意見・ご提案をいただいております。

本提言をもとに、社会教育関係団体等の連携・協働を促進し、各団体の活性化につながっていくよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

次長兼

報告事項7点目「大友氏館跡庭園整備工事の完了について」ご報告申し上げます。

文化財課長

大友氏館跡の庭園整備につきましては、平成27年12月に策定した「史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）」における「短期整備」の中心的な取組として進めてきたもので、平成30年8月から工事を行ってまいりました。

平成30年度に池・中島及び築山の造成と植栽工事を、令和元年度には、池周辺の園路等の整備や修景に係る工事と給排水・電気等の設備工事を行い、この3月をもって完成したところでございます。

一般公開につきましては、周辺の修景等の工事完了後、オープン式典を経て、行うこととしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対応のため、公開を5月以降に延期をしたところでございます。具体的な公開日時につきましては、今後の状況を踏まえ、改めてご案内をしたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長

報告事項8点目「令和元年度大分市議会市民意見交換会の意見・質問等に対する回答について」ご報告申し上げます。

大分市議会では、市民に開かれた議会を目指して、地域ごとに市民と議会が直接対話をする「市民意見交換会」を毎年開催しておりますが、市民の皆様からのご意見、ご質問のうち、教育委員会が所管する事項について、第1回市議会定例会において回答が求められたところでございます。

回答につきましては、それぞれ担当課長よりご説明いたします。

社会教育課長

社会教育課の永田でございます。

1点目「PTA運営の手引作成」についての意見に対する回答でございます。

PTAは、児童生徒の健全育成を目的とし、同じ学校に通う保護者と教師で構成する任意の社会教育関係団体であり、教育委員会と

しては学校教育を行う上で必要な組織であると考えております。

その運営の在り方についてまとめた「PTA運営の手引き」は大分市PTA連合会が平成11年に作成し、平成24年4月に改訂版を刊行しており、その後、社会の変化とともに、PTA自体の在り方を見直す動きもあり、現在、「手引き」の見直し作業を進めているところでございます。

学校教育課長

学校教育課の野田でございます。

次に、2点目「いじめ対策の取組」についての意見に対する回答でございます。

各学校において、「大分市いじめ問題対応マニュアル」等により全教職員が共通理解を図る中、校内の「いじめ防止対策委員会」の活用による定期的な児童生徒の生活実態についての情報交換やアンケート調査、個別面談等の取組をはじめ、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等の専門スタッフとの協働による面談や家庭訪問等により、いじめの未然防止等を組織的に行っています。

また、いじめの早期発見・早期対応の取組として、いじめの状況を把握した場合に速やかに報告する「いじめ第一報」等を活用するとともに、学級集団検査「hyper-QU」を2回実施し、効果的な活用の研修を行っています。

さらには、児童生徒自らがいじめの問題を主体的に考え、その防止に対する意識の高揚といじめの未然防止に向けた取組の推進を図る目的で、「大分市いじめ防止子どもサミット」を実施いたしました。

次に、3点目「いじめ、不登校に関する相談窓口の周知」についての意見に対する回答でございます。

いじめや不登校に関する相談窓口は、大分市教育センター内の「エデュ・サポートおおいた」に設置されており、その周知方法につきましては、案内リーフレットとPRカードを作成し、市内の小中学校及び義務教育学校を通じて、全児童生徒に配布しております。また、大分市や教育センターのホームページをはじめ、相談窓

ロ一覧のチラシ等にも掲載し、市民にも幅広くお知らせしております。

次長兼

学校施設課の池田でございます。

学校施設課長

次に、4点目「大在東部地区への小学校建設のスケジュール」についての意見に対する回答でございます。

大在東部地区への小学校建設については、令和2年度から3年度にかけて事業手法の検討や事業者選定の手続きを行い、令和4年度から5年度にかけて設計及び建設工事を実施し、令和6年度4月開校の予定で考えております。

次に、5点目「旧野津原中部小学校跡地への進入路の整備スケジュール」についての意見に対する回答でございます。

進入路については、令和2年度に整備に係る詳細設計、令和3年度に着工、同年度内に完了の予定で考えております。

次長兼

体育保健課の西川でございます。

体育保健課長

次に、6点目「運動会の開催における保護者や地域住民との連携」についての意見に対する回答でございます。

近年、熱中症対策、保護者の負担軽減、教職員の働き方改革等の観点から、運動会を半日で「時短運動会」として実施する学校が見られるようになりました。

本市においては、本年度、明治小学校、坂ノ市小学校が午前中の半日開催として行いました。運動会は、各学校が行う特別活動の中の学校行事のうち「健康安全・体育的行事」に位置付けられており、体育的集団活動の意義を理解させ、規律ある集団行動の仕方などを身に付けるようにすることをねらいとしています。

しかしながら、今日、運動会は、学校の特色や日頃の学習の成果を学校内外に公開することにより、子どもの成長を保護者や地域で共有する場となっていることから、その実施にあたっては、児童生徒はもとより、保護者、地域の方の理解を十分得たうえで実施することが大切であると考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長

報告事項 9 点目「大分市立賀来幼稚園の存続を求める要望書について」ご報告申し上げます。

3月11日付で、「大分市立賀来幼稚園の存続を求める陳情」が「大分市立賀来幼稚園の存続を求める会」平井代表より大分市議会議長宛に提出されるとともに、要望書が市長及び教育長宛に提出されました。内容といたしましては、賀来幼稚園が、近隣の養護施設の子どもたちの成長に欠かせない役割を担っており、地域における幼児教育の重要な拠点として存続するよう要望するものでございます。

なお、令和2年第1回市議会定例会厚生常任委員会におきまして、本陳情は不採択とされましたことを報告いたします。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

社会教育課長

報告事項 10 点目「大分市に総合的な科学館設立を求める陳情の取り下げについて」ご報告申し上げます。

平成30年6月15日付で、大分市に総合的な科学館を設立することを求める陳情書が「NPO法人大分に科学を広める会代表理事」より大分市議会議長宛に提出され、これまで大分市議会文教常任委員会におきまして審査が継続されておりましたが、令和2年3月25日付で陳情者より取り下げ届が提出されたところでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長

報告事項 1 1 点目「令和 2 年第 1 回市議会定例会における一般議案について」ご報告申し上げます。

教育委員会関係の議案としましては、「大分市立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について」、「特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について」、「工事請負契約の締結について」の 3 議案ございました。

内容につきましては、2 月定例の本委員会でご説明し、ご決定をいただいたものでございまして、原案どおり可決され、成立しましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長

報告事項 1 2 点目「令和元年度 3 月補正予算について」ご報告申し上げます。

令和元年度 3 月補正予算につきましては、繰越明許費に関するもののみとなります。

内容につきましては、2 月定例の本委員会におきまして、ご説明し、ご決定いただいたとおりでございます。補正予算額は、市全体として原案どおり可決され、成立いたしましたことをご報告いたします。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長

報告事項 1 3 点目「令和 2 年度当初予算について」ご報告申し上げます。

令和 2 年度当初予算の教育費のうち、教育委員会所管分は、1 5 1 億 3, 1 7 1 万 4 千円でございます。内容につきましては、令和元年度 3 月補正予算と同様に、2 月定例の本委員会でご説明

し、ご決定いただいたとおりでございます。こちら市全体として原案どおり可決され、成立いたしましたことをご報告いたします。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育部長 報告事項14点目「令和2年第1回市議会定例会における質問・答弁事項について」ご報告申し上げます。

(概要について説明)

教育長 ご質問などございませんか。

教育長 民間プールの活用について、ぜひ委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。

委員 現在、民間プールはどのくらいありますか？

次長兼
体育保健課長 約10社あります。民間プールが近くにある学校とない学校がございます。

委員 市営のプールは、含んでいますか。

次長兼
体育保健課長 市営のプールは、昼間も利用者がおります。他市においては、市営のプールを活用しているところもありますが、他の利用者がいるため、盗撮などの問題もあるとのこと。

委員 民間というのはスポーツクラブなどでしょうか。

次長兼
体育保健課長 はい、そうです。民間プールを活用するメリットは、天候に左右されないということです。熱中症対策にもなります。デメリットとしては、学校のカリキュラムの変更が生じるという点がございます。また、プールが遠い場合はバスを借りる、徒歩の場合も教職員による交通整理が必要となるといった点がございます。

教育長 民間プールの場所や活用条件によって異なりますが、児童生徒数が500名程度の学校で、年間の経費が300万円くらいかかります。

委員 そもそも民間プールは、学校を受け入れてくれるのでしょうか。

次長兼 スポーツクラブ等に問い合わせをしますと、前向きなご意見をい

体育保健課長 いただいているところでございます。昼間は、利用する人が少ないということでございます。

委員 その場合は、貸し切りになりますか。

次長兼 体育保健課長 スポーツクラブ等によっては、利用者がいる場合も考えられるところでございます。今後研究し、モデル校での実施に向けて、課題を整理していきたいと考えております。

委員 今回のようなコロナウイルスへの対応といった場合、学校のプールであれば、学校の児童生徒に限定した利用になります。しかし、民間プールとなると不特定多数の方が利用することになり、何が起こるかわからないといった状況になるのではないかと思います。今回のような事態は、またいつ起こるかわからないと思います。

教育長 そのような心配はあるかもしれません。学校施設課長、費用面について説明をしてください。

学校施設課長 通常の学校のプールは、新設時に2億円、20年後の中規模改修時に1,100万円、40年後の長寿命化改修時に9,000万円、60年後の中規模改修時に1,100万円かかります、水道代や薬剤等の費用も含め、80年間使用しますと、4億円かかります。その点、民間プールを活用しますとかなり安くなるということで、他市において活用している事例がございます。また、現在、学校のプールの年間維持管理費は、1校につき110万円でございます。

教育長 費用の面から、検討の価値はあると思います。しかし、民間のプールは、市内中心部に多いという課題もあります。

委員 複数の学校で1つのプールを共同で使用することはできないでしょうか。

教育長 そのようなことも考えられます。また、学校のプールの維持管理は、かなり大変であり、教職員の働き方改革にもつながります。

委員 短期に集中して水泳指導を行えば、泳力がつくかもしれないし、前後の移動の時間も短縮できると思います。また、専門スタッフがいるので、全員の先生が指導しなくてもよくなるのではないのです。

ようか。着衣泳法など身を守る方法も教えていただければと思います。

次長兼
体育保健課長
教育長
今後、モデル校実施に向けて研究調査していきたいと考えております。

課題がないわけではなく、中学校では、部活をどうするかといった問題もあります。まずは、小学校にて検討していきたいと考えております。

教育長
他にご質問はございませんか。

全委員
(なしとの声)

教育長
他に何かございませんか。

教育総務課長
4月の教育委員会の日程につきまして調整をお願いいたします。

4月は、4月22日水曜日午後3時から定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

その他の予定でございますが、まず、大分県市町村教育委員会連合会の総会が5月26日火曜日午後、日出町中央公民館にて開催予定となっております。詳細につきましては、決まり次第改めてご連絡いたします。

なお、本日の会議終了後は、連絡事項等がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員
(了承)

教育長
他に何かございませんか。

全委員
(なしとの声)

教育長
これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前11時10分 閉会)